

海外旅行中のケガや病気による治療費用のほか、旅行にかかせないカメラ等の携行品が破損した、あるいはホテルのカーペット等を汚してしまった場合の損害賠償まで幅広くサポートします。

- 補償の対象者：dカード GOLDをご契約中の本会員様・家族会員様  
 dカード GOLD本人会員様と生計を共にされる配偶者様※・19歳未満で同居のご親族様・19才未満で別居の未婚のお子様  
 ※婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
- 補償期間：dカード GOLDをご契約いただいている期間
- 保険の対象となる旅行期間：海外旅行の目的を持って住居を出発したときから住居に帰着するまで。(※)  
 ただし、ご出発の翌日から起算して90日目の午後12時までを限度とします。  
 (※)日本を出国する日の前日午前0時から日本に入国した日の翌日午後12時までの間となります。
- 補償の条件：dカード GOLDでの海外旅行費用お支払の有無により、一部保険金額が異なります(下表をご参照ください)。
- 取扱保険代理店：株式会社NTTドコモ  
 幹事引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

担保項目および保険金額	dカード GOLD	
	本会員/家族会員	本会員のご家族様
傷害死亡	1億円*	1,000万円
傷害後遺障害	程度により400万円～1億円*	程度により40万円～1,000万円
傷害・疾病治療費用 (一事故/一疾病の限度額)	300万円	50万円
賠償責任 (一事故の限度額)	5,000万円	1,000万円
携行品損害 (年間限度額)	50万円 (一事故あたりの自己負担額3,000円)	15万円 (一事故あたりの自己負担額3,000円)
救済者費用 (年間限度額)	500万円	50万円
海外航空便遅延費用特約	乗継遅延による宿泊・食事費用 2万円 手荷物遅延による衣類・生活必需品購入費用 1万円 手荷物紛失による衣類・生活必需品購入費用 2万円 出航遅延・欠航による食事費用 1万円	

※海外旅行費用をdカード GOLDにてお支払いいただいたdカード GOLDご契約者様の場合のお支払い保険金額です。  
 条件を満たさない場合の保険金額は傷害死亡時5,000万円、傷害後遺障害時200万円～5,000万円となります。

## 【保険金請求の方法】

- ・下記一覧にある必要な書類をご手配ください。
- ・ご帰国後のお手続きとなり、現地の病院等ではお立替えをお願いいたします。
- ・なお、現地でのみ手配いただける書類がございますので、十分ご注意ください。
- ・事故の起きた日を含めて30日以内に、東京海上日動dカード保険デスクまで事故の内容をご報告ください。

保険金請求書類		死亡保険金	後遺障害 保険金	治療費用 保険金	救済者費用 保険金	携行品損害 保険金*1	賠償責任 保険金	航空機 遅延費用
現地でご手配頂く書類	医師の診断書			◎*2			○	
	治療費の明細書・領収書			◎			○	
	死亡診断書	◎						
	事故証明書(航空機遅延は遅延証明書)	◎	○	○	○	◎	○	◎
	罹災証明および盗難届出証明書					◎		
	支出を証明する書類				◎			◎
	示談書						◎	
	示談金領収書						◎	
	損害額を立証する書類						◎	
別途ご手配頂く書類	損害額を証明する書類					◎		
	除籍謄本	◎						
	委任状・戸籍謄本	○						
	後遺障害診断書		◎					
	売上票(お客様控)*3	◎	◎					
	dカード(コピー)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	保険金請求書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
パスポート(コピー)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

※◎印は必ず必要な書類です。○印は場合によって必要となる書類です。

\*1 盗難事故の際、警察で盗難届出証明書(ポリスレポート)を発行しない場合は、盗難届出受理番号等が必要となります。

\*2 診断書料は保険金支払いの対象外となります。なお、治療費が5万円以下の場合は原則として診断書のご提出を省略いただけます。

\*3 dカード GOLDにて海外旅行費用をお支払いいただいた際のご利用控えをご提出ください。

■事故のご報告は  
東京海上日動dカード保険デスク



0120-619-360

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。  
 ※フリーダイヤルをご利用いただけない場合 03-3946-1386  
 ※海外からのご連絡は +81-3-3946-1386

受付時間/午前9:00～午後8:00  
(土・日・祝・年末年始)

■保険の内容について詳しくは  
ドコモdカード保険デスク



0120-144-412

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。  
 ※フリーダイヤルをご利用いただけない場合 03-6231-1636  
 ※海外からのご連絡は +81-3-6231-1636

受付時間/午前10:00～午後6:00  
(土・日・祝・年末年始)

# dカード GOLD限定 海外旅行保険のご案内

(2019.01)

種類 の 保険	保険金額		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	お支払いできない主な場合	
	dカード GOLD	会員ご本人様 ご家族※				
傷害	死亡	1億円	1,000万円	旅行期間中の事故によるケガが原因で事故の日から180日以内に死亡されたとき。	保険金額の100%をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■被保険者、保険金受取人の故意</li> <li>■被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</li> <li>■被保険者の無資格運転、酒気帯び運転</li> <li>■被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失</li> <li>■戦争、その他の変乱</li> <li>■放射線照射・汚染・原子核反応</li> <li>■危険なスポーツ（登山・スカイダイビング等）中のケガ</li> <li>■また、原因のいかんを問わず頭部症候群（いわゆる「むちうち症」）および腰痛で他覚症状のないものについては保険金をお支払いできません。</li> </ul>
	後遺障害	程度に応じ 400万円 ～1億円	程度に応じ 40万 ～1,000万円	旅行期間中の事故によるケガが原因で事故の日から180日以内に後遺障害を生じたとき。	後遺障害の程度に応じて保険金額の4～100%をお支払いします。	
	治療費用	最高300万円 （一事故の限度額）	最高50万円 （一事故の限度額）	旅行期間中の事故によるケガが原因で医師の治療を受けたとき。 ※事故の日から180日以内に要した費用に限ります。	下記の①～③の費用のうち実際に支出された金額をケガの場合は1回の事故につき、疾病の場合は1回の病気につき各々の保険金額を限度としてお支払いします。ただし、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。	
疾病	治療費用	最高300万円 （一疾病の限度額）	最高50万円 （一疾病の限度額）	以下①、②に該当した場合。 ①次に掲げる疾病のいずれかを直接の原因として責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始した場合 ア. 責任期間中に発病した疾病 イ. 責任期間終了後72時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限りす。 ②責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）に規定する次のいずれかの感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに治療を開始した場合 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症	<ul style="list-style-type: none"> <li>①治療のために必要な次の費用</li> <li>(1)診察費・手術費等診療関係費、入院費</li> <li>(2)病院までの交通費、緊急移送費、転院費（入院先の病院で治療が困難な場合など）</li> <li>(3)ホテル客室料（入院が不可能である場合など）</li> <li>(4)通訳雇用費用</li> <li>(5)義手・義足の修理費（ケガの場合のみ）</li> <li>②入院により必要となった身の回り品購入費、通信費（1回の事故につき、身の回り品購入費は5万円限度、通信費と合算して20万円限度）</li> <li>③入院により必要となった旅行行程復帰または、帰国のための交通費、宿泊費（本来帰国に要すべき費用を除きます。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■被保険者、保険金受取人の故意</li> <li>■妊娠、出産、早産、流産およびこれらに起因する病気</li> <li>■歯科疾病</li> <li>■また、原因のいかんを問わず頭部症候群（いわゆる「むちうち症」）および腰痛で他覚症状のないものについては保険金をお支払いできません。</li> <li>■※保険の対象となる旅行期間開始日以前に発病した病気についてはお支払いの対象となりません。</li> </ul>
		賠償責任	最高5,000万円 （一事故の限度額）	最高1,000万円 （一事故の限度額）	旅行期間中に誤って他人をケガさせたり他人のものを壊したりして、被害者から法律上の損害賠償を請求されたとき。	
携行品 損害	最高50万円 （年間限度額）	最高15万円 （年間限度額）	旅行期間中に携行する身の回り品（被保険者の所有するもの）旅行行程開始前に被保険者がその旅行のために他人から無償で借りた物が盗難・破損・火災などの偶然な事故にあつて損害を受けた場合。	保険価額または修繕費のいずれか低い方を保険価額を限度としてお支払いします。ただし携行品1つ（1点または1対）あたり10万円が限度となります。また、旅券の盗難等による損害については、現地での再発給費用（交通費、宿泊費を含みます。）を5万円を限度としてお支払いします。 ※1 1回の事故毎に損害額のうち3,000円はご自身で負担していただきます。 ※2 乗車船券、航空券等については、事故の後に実際に支出した費用を1事故につき5万円を限度としてお支払いします。 ※3 保険価額：再取得価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■業務目的で他人から借りたもの</li> <li>■すり傷等の外観の損傷</li> <li>■携行品の設計・材質または制作の欠陥および自然の消耗</li> <li>■携行品の置き忘れまたは紛失</li> <li>■国または公共団体の公権力の行使</li> <li>■携行していない場合（配送中の事故など）は、お支払いの対象となりません。また、登山など危険な運動に用いる用具については、それら危険な運動を行っている間の損害については保険金をお支払いできません。</li> <li>■※次のような携行品の損害には保険金をお支払いできません。現金、小切手、株券、手形、預金証書、クレジットカード、定期券、帳簿、図面、義歯、コンタクトレンズ、動物、植物、自動車、オートバイ、船など</li> </ul>	
救護者 費用	最高500万円 （年間限度額）	最高50万円 （年間限度額）	旅行期間中に ①ケガをして事故の日から180日以内に死亡されたとき ②病気で死亡されたとき ③病気がかり医師の治療を受け、旅行行程終了後30日以内に死亡されたとき ④ケガまたは病気がかりにより継続して3日以上入院されたとき ⑤搭乗している航空機、船舶等が行方不明または遭難したとき ⑥事故により生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要となったとき。（ただし被保険者の無事が確認できた後に現地に赴く救護者の費用は対象となりません。）	被保険者、被保険者の親族（救護者）が支出された次の費用を、補償期間を通じ救護者費用等保険金額を限度としてお支払いします。 ①捜索救助費用 ②捜査・看護のため親族が現地へ赴く往復運賃（救護者1名限度、7日以上継続入院の場合3名限度） ③現地でのホテル客室料（救護者1名かつ14日分限度、7日以上継続入院の場合3名限度かつ14日分限度） ④現地からの遺体移送費用 ⑤渡航手続費および現地での諸雑費（5万円限度、7日以上継続入院の場合20万円限度） ⑥遺体処理費用（100万円限度）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■被保険者、保険金受取人の故意</li> <li>■被保険者の親族に対する事故</li> <li>■被保険者の頭部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの</li> <li>■危険なスポーツ（登山・スカイダイビング等）中のケガ</li> <li>■妊娠、出産で入院した場合</li> </ul>	
海外航空便運延費用特約	乗継運延	2万円限度	2万円限度	被保険者が航空便を乗り継ぐ場合において、乗継地点へ到着する被保険者の搭乗した航空便の遅延によって、乗継地点から出発する被保険者の搭乗する予定だった航空便に搭乗することができず、到着便の実際の到着時刻から4時間以内に出発便の代替となる他の航空便を利用できなかったとき。	被保険者が支出した費用（ホテル等客室料・食事代）を、1回の事故につき2万円を限度にお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険契約者、被保険者の故意</li> <li>・保険金受取人の故意</li> <li>・戦争、その他変乱（テロ行為は除きます。）</li> <li>・放射線照射、放射能汚染</li> <li>・地震、噴火またはこれらによる津波</li> </ul>
	手荷物運延	1万円限度	1万円限度	被保険者が搭乗する航空便が予定していた目的地に到着してから6時間以内に、被保険者が携行する身の回り品でかつ、航空便の搭乗時に当該航空会社が運搬を受託した手荷物が予定していた目的地に運搬されなかった場合。	被保険者が支出した費用（衣類購入費用・生活必需品購入費用）を、1回の事故につき1万円を限度にお支払いします。	
	手荷物紛失	2万円限度	2万円限度	被保険者が搭乗する航空便が予定していた目的地に到着してから48時間以内に受託手荷物が予定していた目的地に運搬されなかった場合。	被保険者が搭乗する予定だった航空便が予定していた目的地に到着してから96時間以内に被保険者が予定していた目的地において負担した費用（衣類購入費用・生活必需品購入費用）を、1回の事故につき2万円を限度にお支払いします。	
	出航運延	1万円限度	1万円限度	被保険者が、搭乗する予定だった航空便について、出航予定時刻から4時間以上の出航遅延、航空便の欠航もしくは運休または当該航空会社の搭乗予約受付業務の停止による搭乗不能が生じ、当該航空便の出航予定時刻から4時間以内に代替となる他の航空便を利用できないとき。	出航地において、当該航空便の代替となる他の航空便が利用可能となるまでの間に被保険者が負担した食事代金を1回の事故につき1万円を限度にお支払いします。	

※dカード GOLD本会員様と生計を共にされる配偶者様・19歳未満で同居のご親族・19歳未満で別居の未婚のお子様

※上記の内容は概要を記載したものであり、実際のお支払いの可否は、別途普通保険約款および特約条項に基づきます。

※旅行をキャンセルした場合や、旅行行程中に旅行をとりやめ帰国した場合および旅行行程を延長しなくてはならない場合等にあらたに生じる費用（キャンセル代・航空運賃等交通費・ホテル等客室料および諸経費）につきましては、補償の対象とはなりません。